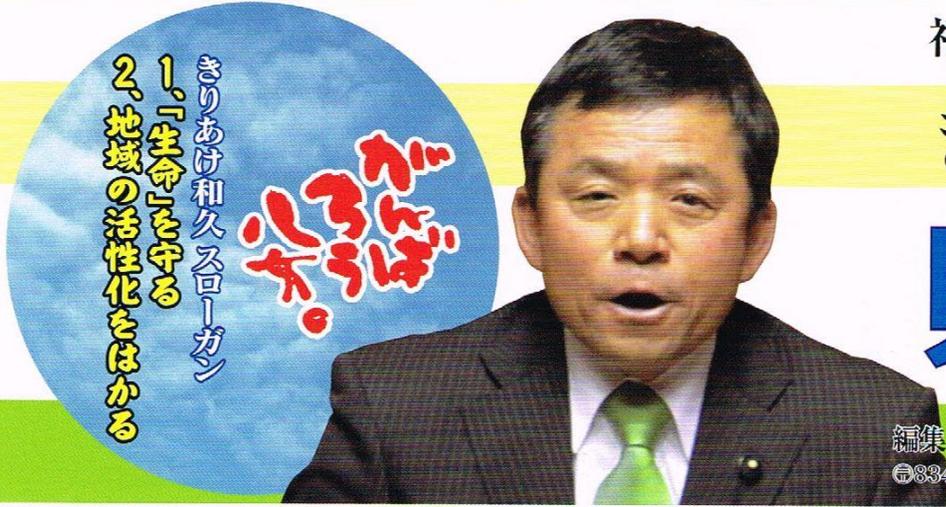


福岡県議会議員 農林水産委員会 委員

きりあけ和久 県政報告

編集・発行 きりあけ和久事務所

〒834-0063 八女市本村425-42 TEL 0943-30-1055 FAX 0943-30-1056



ご挨拶

福岡県議会議員

桐明 和久

皆様におかれましては、ご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。さて、今年も例年より二週間ほど早く梅雨入り致しました。災害復旧につきましましては、国、県、八女市一体となって一刻も早い復旧・復興に取り組んでいられるところでありますが、梅雨を迎え、応急対策として、大型土囊での仮復旧対策を行っております。各現場では、施工業者も決定しており、それぞれの災害現場の梅雨対策と点検を行っております。梅雨が上がりましたら、一気に復旧工事に取り掛かる予定であります。工事に對するご理解とご協力をよろしくお願ひ致します。

福岡県議会では、五月の臨時議会に於きまして、新正副議長と二年ごとの常任委員が、決定いたしました。私は、

常任委員会 農林水産委員会
議会運営委員会委員
自民党政策審議会 事務局長
自民党福岡県議団農政懇話会 事務局長

の役職を受けて、後半の二年を頑張っております。

今後とも、八女市の代表として、しっかりと発言してまいりますので、今後ともご支援いただきます様、よろしくお願ひ致します。

平成25年度福岡県政運営の方針と当初予算編成方針

「県民幸福度日本一」の福岡県を目指して、県民生活の「安定」「安全」「安心」の向上を図るための取組を着実に進めていくことを基本方針に、現下の経済情勢などを踏まえ、まずは経済をしっかりと回復軌道に乗せ、雇用を確保していく。

1. 「景気・経済・雇用対策」
2. 「安全・安心で、災害に強い福岡県づくり」
3. 皆がはたつと生活しお互いを支え合い助け合う「誰もがいきいきと活躍できる社会」の実現を目指す。

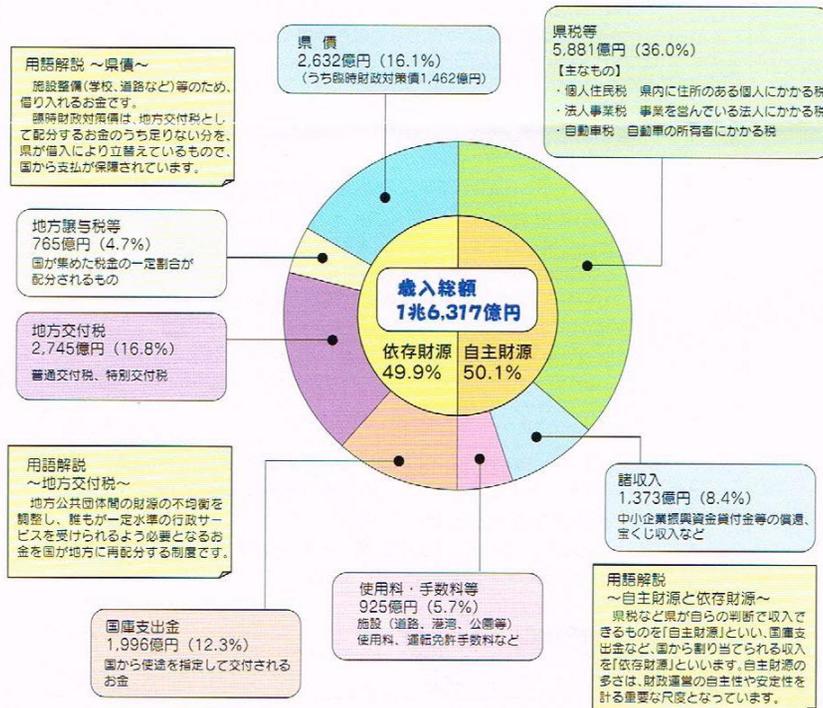
- | | |
|------------------------------|----------------------------------|
| 1. 活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出 | 6. 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること |
| 2. 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること | 7. 誰もが元気で健康に暮らせること |
| 3. 高齢者や障がい者が安心してはたつと生活できること | 8. 心のぬくもりと絆を実感できる社会であること |
| 4. 女性がいいきいきと働き活躍できること | 9. 環境と調和し、快適に暮らせること |
| 5. 安心して子育てができること | 10. 豊かな文化を楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること |

平成25年度福岡県当初予算(一般会計)の概要

予算総額は1兆6,317億円で、前年度に比べて4億円、0.02%の増となりました。8年連続のプラスで過去最大規模の当初予算となります。

歳入 予算の内訳

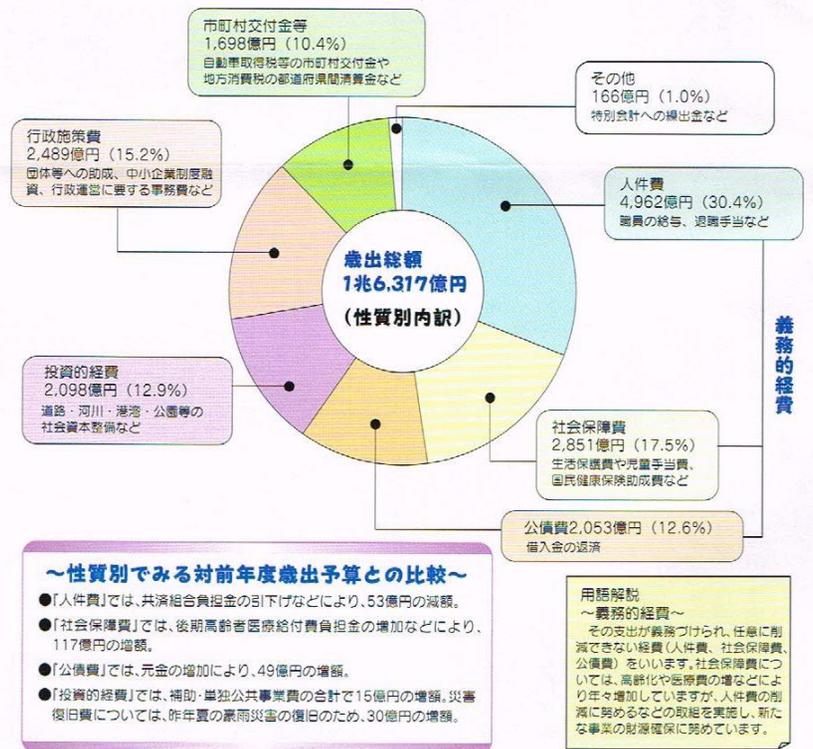
歳入予算のうち、もっとも大きなものは「県税等」で全体の約36%を占めています。このほか、国から配られる「地方交付税」(約17%)や借入金である「県債」(約16%)など、さまざまなものがあります。



歳出 予算の内訳 (性質別経費・目的別経費)

性質別経費

歳出を経費の性質ごとに分類したもので「人にかかる経費(人件費)」や「道路や建物など将来への投資となる経費(投資的経費)」などに分けられます。





桐明 本日は、三月十一日であります。二年前の平成二十三年三月十一日、十四時四十六分十八秒地震の規模マグニチュード九〇の東日本大震災が発生しました。警察庁の発表によりますと、

早期災害復旧へ向けての 県の対応について

平成二十五年度 二月定例議会
(二月二十六日～三月二十八日)
一般質問 (三月十一日)

平成二十五年二月二十七日現在、死者一万五千八百八十人、重軽傷者六千三百三十五人、警察に届けがあった行方不明者二千六百九十四人、避難者約三十一万五千人となっております。本日の午後、政府主催の追悼式が、天皇皇后両陛下ご臨席のもと、東京国立劇場で営まれる予定であります。尊い命を失われました皆様のご冥福をお祈りすると共に、被害に合われました方々に、心よりお見舞い申し上げます。また、被災されました皆様、一刻も早く元の生活に戻れます様、国に強く要望致します。

それでは、通告に従い質問を致します。昨年七月に九州北部を襲い、甚大な被害をもたらしました九州北部豪雨より八ヶ月が過ぎようとしております。県におきましては、県議会議員の皆様のご協力により、九月、十二月の定例議会に於いて、早急に補正予算を編成して頂き、今復旧へ向けて動き出しております。県土整備部では、三月までに工事予定の八割を発注する計画であるとお聞きしており、今年の梅雨時期を心配されておりました地元住民も、早急の完成を期待しております。

そこで、早期災害復旧へ向けての県の対応について質問致します。一点目は、矢部川流域の道路や河川の災害復旧工事についてであります。昨年七月の梅雨前線豪雨は、矢部川流域を中心に甚大な被害をも

たらしました。県が管理する道路や河川などの被害箇所は、四百五十四箇所上り、八女県土整備事務所管内では、その過半数の二百三十箇所となっております。県土整備部では、早期復旧に向け、急ピッチで工事の発注を行っていると考えております。地元住民は、一昨年のような河川の氾濫が発生せず、被害が無い、強固な工事施工して頂き、安全で安心な治水対策を強く望んでおります。

一方、小川知事も災害発生後から何度も現地に足を運んで戴いておりますので、ご存じでしょうが、矢部川や星野川などの矢部川水系には、豊かな自然環境、棚田等の田園風景があり、夏はホテルが舞う美しい河川であります。地元住民は、このような災害前の河川に戻ってほしいと願っております。

県では、自然環境の保全に配慮し、道路や河川の復旧に当たっては、現地の自然石などを使用すると聞いておられますが、一方で、今年の梅雨までには安全・安心として戴くために、工事を完了してもらえないといけません。

そこで知事に質問いたしますが、矢部川、星野川などの復旧工事をはっきりと実施する一方で、環境にも配慮しながら工事を実施するためには、実際に工事に携わる県土整備事務所と工事施工業者が、しっかりと連絡を取り合い、

連携しながら工事に当たる必要があると考えますが、知事の考えをお聞かせ下さい。また、特に、自然石を使った河川の護岸工事を実施するにあたり、注意すべき点についてお聞かせください。

知事 矢部川水系の河川では、豊かな自然環境が育まれており、復旧工事には、環境の保全にも十分配慮する必要があります。復旧工事には、現地の状況に臨機応変に対応して、可能な限り今年の梅雨期までに復旧を進めることとしております。このため、工事会社と県土整備事務所が連絡を取り合いながら、課題を相談しつつ工事に努めてまいります。また、自然石護岸は、特に材料の確保や作業される職人の調整や確保などが重要であり、発注者と受注者がしっかりと連絡を取り合いながら、確実に工事を進める必要があります。自然環境の保全と早期復旧に向け、関係者が連携・協力し、地域の安全と安心をしっかりと確保してまいります。

桐明 二点目は、林地における被害についてであります。今回の災害では、林地における被害も多く発生しており、所管する筑後農林事務所管内では、百二十二箇所及び被害件数となっており、その中には、既設の治山ダムや森林内に土砂や流

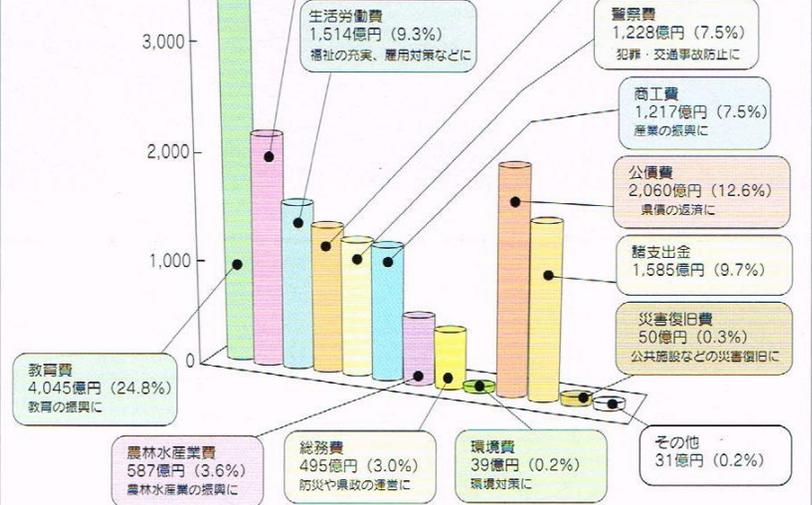
木が堆積している箇所も多く見られます。こうした現場は、今年の梅雨時期までに対処しなければ、二次災害の危険性が高いと思われるかもしれませんが、治山工事の現場は、急峻な地形が多く、条件が厳しいことから、災害復旧を早期に、円滑に進めるためには、実際に工事に携わる農林事務所と工事施工業者との連携をしっかりと取ることが必要であると考えます。

冒頭、私は今日で二年を経過する東日本大震災に触れました。この震災で日本人は、多くの事を学びました。大自然の前では、人の力はいかに無力であること。そして、災害は、「ときどき、ひと」を選ばず、日頃の備えの大切さ。その教訓により、全国で防災体制の見直しが行われております。

一方、災害直後の日本人の秩序ある行動は、世界中より称賛され、かけがえのない大きな犠牲を払った被災地の人たちは、厳しい状況にも耐えながら、希望を失わず、復旧・復興に向かって動き出しています。

目的別経費

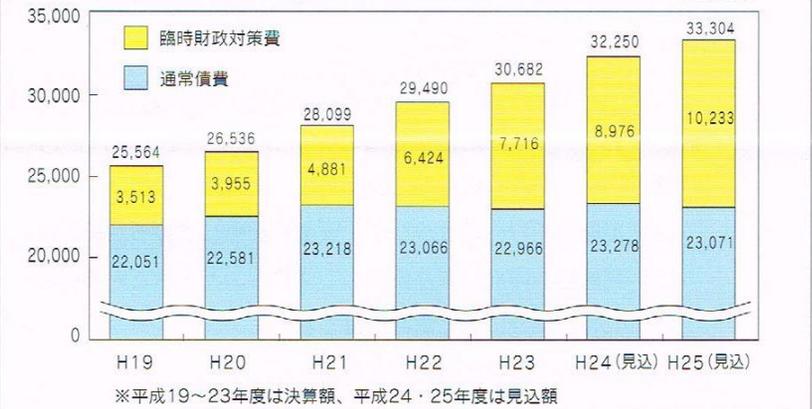
歳出をサービスの目的ごとに分類したもので「学校教育のための経費(教育費)」や「農林水産業振興のための経費(農林水産業費)」「犯罪捜査など警察活動のための経費(警察費)」などに分けられます。なお、歳出全体に占める割合は教育費が最も高く、予算総額の約4分の1を占めています。これは、市町村立義務教育学校教職員の人件費を負担していることなどによります。



用語解説 ～諸支出金～
都道府県清算金(地方消費税等都道府県間で清算するお金)や市町村交付金(県に納められた税の一定割合を市町村に交付するお金)からなる予算項目です。

～「その他」の内訳は～
●議会費 29億円(0.2%) 県議会の運営に
●予備費 2億円(0.01%) 予算編成のときに予算できなかった予算外の支出に

県債残高の状況



財政健全化の取組

平成25年度の取組についてご紹介します。

項目	内容	効果額(億円)
職員数の削減	より簡素で効率的な行政運営を行うため、平成24年度～28年度において、知事部局で約300名、教育委員会の事務部門で約60名の職員削減を実施します。平成25年度は、全体で113名の削減を行います。※別途、災害復旧、経済対策に伴う66名の増員を行います。	10
歳出の削減	計画・実施・評価・改善(PDCA)の手法を徹底し、行政評価も活用しながら、目標の達成度や費用対効果を考慮し、必要性や効果の低い事業については廃止するなど、抜本的に見直しを行っています。また、今回は、基金、出資金、貸付金について、その必要性や有効性などの検証も行っています。	
事務事業の見直し	○事業の廃止 —当初の事業目的を達成したり、必要性、効果の低い事業を廃止 ・消費者団体育成指導事業(県内全市町村に相談窓口が設置されたため) ○事業の再構築 —検証結果を踏まえ、改善・工夫を加え、事業の再構築を実施 ・ロボット産業振興事業(製品開発への助成を廃止し、普及促進のための実証実験、販路拡大支援の実施へと再構築) ○事業の効率化 —助成対象や実施方法等の見直しを行い、事業の効率化を実現 ・海外駐在員派遣事業(海外情勢を踏まえた駐在事務所の再編等) ※上記は一例であり、他の取組については、下記HPをご参照ください http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f17/24reviewing.html	52
歳入の増	県税の確保対策、未利用県有地の売却や公社等外郭団体の基本財政の返戻などを行い、財政収入の確保に努めています。	
財政収入の確保	○県税の確保対策の強化 —高額滞納者や個人住民税対策として、積極的に財産調査や捜索を実施するなど徴収対策を強化 ○未利用県有地の売却等 —職員住宅跡地等の土地売却	37
効果額計		99

知事は、基本的姿勢として、現場主義を言われます。「県民と向かい合い、現状や意見を聞き、生活者の目線に立って政策を立案し、実行する」これは、知事の現場主義の考え方の一文です。これは、知事の現場主義の考え方の一文です。一刻も早い災害復旧に向けて、現場を所管する農林事務所が、向かい合って、現状や意見を聞く「ということ」は、復旧工事を進める現場においても大事なことでないでしょうか。

知事は、どう思われるかお聞きし、質問を終わります。

復旧工事に携わる農林事務所は、現在、全力で復旧・復興に取り組んでおります。今回の災害は、大規模で被災箇所も多く、現場の状況を的確に把握することが必要であります。このため、工事発注後にも工事見直しなど柔軟に対応して行くことが、工事の早期完成に繋がるものと思っております。今後も、受注者や地元の方々と十分協議・連携し、迅速かつ円滑に工事を進めてまいります。



平成二十五年度 予算特別委員会
(平成二十五年三月十二日～三月二十六日)

**地域貢献活動の
評価について**

桐明

通告に従い質問いたします。福岡県の競争入札参加資格審査において、競争入札参加者の地域での社会貢献活動を評価することにより、県が推進する政策への積極的な協力を促すことと、地場建設業者の評価の底上げを図ることを目的に、平成二十五年四月一日審査分から適用し、平成二十六年競争入札参加資格者名簿から反映されることになっております。この制度の導入趣旨自体については、関係者の声として、加算項目が増えたことは評価するが、二十二の評価項目の中で、次のような不安や疑問、要望等の声も聴いております。

雇用に対する取り組みについては、「新規学卒者雇用」について、新規に卒業した者を採用し、継続雇用している場合となっております。

が、現場での技術者を育てるには、雇用して三年経験をしないといふだけでは、雇用の現状であり、項目にありますが雇用拡大での「新たな雇用により、正規従業員が増加している場合」などは、二、三年おきに採用ができるのが現状であり、特に、今後の経済状況により大きく変化し、継続出来るかどうか不安であること。

防災等への取り組みについては、県と防災協定を締結している場合に加え、今回の九州北部豪雨災害時における実際の活動を大いに評価すべきではないか。

労働安全衛生への取り組みについては、建設業労働災害防止協会に加入していることに加え、本来の意義である現場での労働災害ゼロ等の無事故表彰を、期間に応じて評価すべきではないかなど、ご意見を戴いております。

そこで、質問いたしますが、この制度の導入趣旨は、地場建設業者の評価を底上げすることであり、地域に密着した地域貢献項目を高く評価する観点からの評価項目の改正・追加を検討すべきであると思っておりますが、見解をお聞き致します。

課長 地域貢献活動の評価項目の改正、追加についてでございます。今般新たに設けました地域貢献活動の評価項目につきましては、平成二十五年に、企業の取り組み状況を確認致しまして、その結果に基づき、二十六年に実施致しまして競争入札から適用することとしたしております。まずは、今般の改正が円滑に実施できるよう、事務手続きをしっかりと進めてまいります。その後の評価項目の取扱いでございますけれども、企業の取り組み状況等、改正の実施効果を十分検証しました上で、現在の評価項目でコンクリートということだけでなく、今後の県の施策展開、あるいは施策課題を十分に踏まえまして、そのあり方を検討したいと考えております。

桐明 回答では、まずは、今の評価項目の事務手続きを進めて行き、その後は、色々検証等をされて、現在の評価項目をコンクリートすることなく、検討されることとあります。ぜひ、そのように進めて戴きたいと考えています。

建設業界は、「コンクリートから人へ」のスロガンのもと、国の政策により、予算の縮小とともに、工事受注競争の激化により、縮小傾向にありました。しかし、今回の豪雨災害時において、被害の拡大防止等の緊急対策工事の対応をしたのは、他ならぬ地元土木・建設業者の方々の協力のおかげです。一方、建設業の企業者においても、地域に必要とされる、なくてはならない企業であってほしいと思っております。県としても、そんな企業をしっかりと支援

**平成二十五年度
最低制限価格について**

桐明

本県の平成二十五年度の当初予算は、公共工事には補助・単独事業合わせて、前年度比百・八%を確保し、災害復旧費については、昨年度夏の豪雨災害復旧のため百五十一・七%の増となっております。被災地にとっては大変ありがたい予算措置であります。しかしながら、公共工事を受注します建設業者にとっては、公共工事が適正な価格で受注できなければ、経営改善にはつながらないのではないかと考えます。

そこで、質問いたしますが、本県では、発注する公共工事の全てに最低制限価格が設定されていますが、この最低制限価格は、何を目的に設定されているのかお聞き致します。

課長 最低制限価格の設定目的でございますけれども、まず第一に適切な契約の履行と工事の品質を確保すると共に、建設業者の健全な経営を図るために、最低制限価格を設定しているところでございます。

桐明 それでは、その経緯、特に最低制限価格のこれまでの引き上げ状況についてお答えいただけますか。

課長 本県におきましては、最低制限価格の設定につきましては、国土交通省の算定式を採用しております。この算定式は、平成二十一年度及び平成二十三年度に引き上げられております。本県も、これに伴いまして、平成二十一年五月、そして平成二十三年八月に引き上げたところでございます。

桐明 では、引き上げた結果、どうなっているのでしょうか。

課長 また、工事規模によって傾向と違いはあるのでしょうか。

平成二十三年八月に最低制限価格を引き上げましたところ、減少傾向にありました。落札率は、工事全体として二十三年度と二十四年度の十二月末までを比較しますと、全体としては〇・四ポイント上昇しております。一方で、五千万円以上の工事につきましては、〇・一ポイント低下しているところでございます。

桐明 工事受注競争の中で厳しい経営状況の中、建設業者は、利益の上がない最低制限価格で入



札せざるを得ない状況であると聞いております。このことが工事品質の低下につながるのではないのではないかと心配しております。

最低制限価格の算定には、企業の利益、いわゆる収益率なども参考にすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

課長 最低制限価格の引き上げ結果につきまして、またさらに詳細な分析を行って行きたいと考えております。

桐明 今回の課長の答弁と、先ほどの最低制限価格の引き上げ後の結果を聞きまして、落札率がわずかに上昇しております。最低制限価格の設定が、適切な契約の履行と工事の品質を確保することともに、建設業者の健全な経営を図ることを目的としているならば、さらなる最低制限価格の引き上げが必要ではないかと考えます。

部長 最低制限価格についてお尋ねがございました。ご質問にございましたように、最低制限価格の設定は、適切な履行の確保を目的としておりますが、建設業者の経営の安定化にも効果が期待できるものと考えております。先ほど課長がご説明しましたとおり、平成二十三年度に最低制限価格を引き上げておりますので、その結果につきまして、ご指摘の工事規模ごとの傾向等も含め、さらに詳細な分析を加えることと、本県と異なりまして、最低制限価格について国土交通省の算定式によらずに、独自に算定している県もありますので、そうした他県の状況も調査してまいりたいと考えております。

桐明 ただ今、部長より答弁して頂きましたが、最低制限価格の引き上げで、特に思いますのは、県発注の工事を落札した業者の関連により、下請業者等へのしわ寄せや災害発生時の防止、あるいは、経営の安定化にも期待が出来るものと思っております。

桐明

今、部長の発言の中で、他県の状況も調査していくという答弁を戴きましたけれども、私は、やはり最低制限価格はぜひ、引き上げるべきであると考えております。ぜひ知事のお考えをお聞きしたいので、知事保留のお取り計らいを委員長、よろしくお願い致します。

委員長

ただ今、桐明委員から申し出のありました知事保留質疑を認めることといたします。

なお、知事保留質疑は、三月二十六日火曜日に行う予定でありますので、ご了承願いたいと思っております。

桐明 ありがとうございます。

PM2.5について

桐明

通告に従い、PM2.5について質問いたします。

毎日出かける前の日課として、朝のテレビで確認するのは天気予報ともう一つ、PM2.5の今日の予報であります。予報では、朝の六時から午前十二時までを三区分し、多い、少ない等の予報が行われております。県では、福岡県庁のホームページにおいて、二月五日より、PM2.5の測定結果を県民に対して広報しております。

ここで、事前に福岡県のPM2.5の測定局の所在地についての資料を要求しておりますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願い致します。

委員長 資料要求を認めますので、資料を配付していただきます。

桐明 それでは、まず、資料の説明をお願い致します。

課長 大気汚染状況の監視は、都道府県及び大気汚染防止法の政令都市が実施することになっておりまして、本県では、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市の四市とそれ以外の地域で県が実施しております。PM2.5の観測地点と致しましては、今日現在、北九州市内で三カ所、福岡市内で八カ所、大牟田市内で二カ所、その他の県の地域で十カ所の合計二十三カ所となっております。

桐明 説明戴きましたので、質問に入りますが、平成二十五年度の当初予算で、大気汚染防止対策費の中で、PM2.5観測機器整備費として千八百八十余の予算が組まれているようです。県のPM2.5の測定体制はどのように整備

桐明

お聞き致します。

国内の伝統工芸産業は、総じて生活様式の変化や海外からの安価な輸入品の増大等により、需要が低迷し、生産額の落ち込みに伴って、企業数、従業者数とも減少傾向にあります。本県におきましても、全体として生産額の減少が続くなど厳しい状況となっており、新たな商品開発や販路開拓等の取り組みもなされております。直面的課題は多数ありますが、大きくは「需要拡大」と「後継者の確保・育成」の二点があり、各産地がこれらの課題に対応して行くことが重要であると考えます。

桐明 次は、これらの伝統的工芸品は、何れも「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」いわゆる「伝産法」に基づき、国が指定した産品であります。この法律の目的は、「伝統的工芸品の産業の振興を図り」とあります。この法律においてどのような支援がなされているか、お聞き致します。

課長 この法律は、産地組合等の意欲的な取り組みを支援し、「伝統的工芸品産業のさらなる活性化を図ることを目的とし、経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品の産地組合等は、需要の開拓や後継者育成等の事業を盛り込んだ各種計画を作成し、都道府県知事を経由して国の認定を受けることにより、国や地方公共団体から一定の助成措置を受けることが可能となっております。

桐明 本県の七つの産地では、伝産法に基づく計画が作成・認定され、国県等の支援のもと、各種事業が実施されてまいりました。現在は、博多織・久留米二つの産地で法に基づく計画による販路開拓や後継者育成などの事業が実施されております。その他、県内七産地で構成する福岡県伝統的工芸品振興協議会が行うアクロス福岡での展示会や全国的な展示会への出展支援を実施しております。本年度からは、各産地の若手生産者に消費者ニーズにあった商品開発や販売方法等を実践形式で習得させる講座「ふくおか匠塾」を県単独事業として実施する予定です。

桐明 今回、私が取り上げたいのは、産地がその将来を担う後継者をどう確保していくのかについてであります。八女福島仏壇、八女提灯は、いずれも細やかな分業体制で製作されており、それぞれについて、熟練の技術が要求されます。しかし、部門によっては、後継者がいないところがあり、先々、製品全体の製作にも支障をきたし、産地として、成り立たなくなるのではないかと危惧しております。

課長

博多織については、産地組合が主体となって設立した特定非営利法人博多織技能開発養成学校が、平成十八年度から「博多織デベロップメントカレッジ」という学校を開校し、二年間で、織の技術やマーケティング等を幅広く習得し、これまで計四十五名が卒業しております。

久留米耕については、熟練した技能を要する「括り(くくり)」という工程の技術者の養成講座を開講、受講生の多くは、組合内の職人の方々であります。外部からも二名の方が受講され、現在では、耕職人として織元等に就職するなど、新たな後継者も生まれています。

桐明 県としては、これらのとりくみについて、講師謝金、研修に使用する原材料費、会場借上料などの経費を国とともに支援しております。

桐明 博多織、久留米耕の後継者育成の取り組みについては、わかりました。また、後継者育成には、法律に基づいて計画を策定し、進めていくことが有効な手段であることが理解できました。八女の二つの産地は、現在、いずれも計画を策定していませんが、各々の事業関係者からは、後継者育成事業を進めていく必要があると考えます。このような産地の計画策定に向けた県の支援についてお考えをお尋ね致します。

課長 各産地の従業者が減少、高齢化する中において、各産地がその実情に応じた後継者の確保、育成のため、法に基づく計画を策定することが効果的であると考えます。このため、県としても計画の策定に向け、産地組合内の検討などについて、国や地元関係団体と連携を図りながら、しっかり支援に努めてまいります。

桐明 伝統的工芸品は、地域のシンボルであります。地域の誇れる伝統的工芸品の技術、技法の継承は、職人が居られる今取り組みたいと、間に合いません。しっかりと後継者育成に取り組んで行くことができますように、県の支援を、強く期待致しまして、質問を終わります。

平成二十五年 予算特別委員会

道徳教育の充実について

桐明

通告に従いまして、質問いたします。現在、児童生徒はもとより、大人社会を含めまして基本的な社会習慣や規範意識、倫理観などの欠如が大きな社会問題化しております。このような現状に対して、本県の平成二十五年の予算を見ますと、就学前の子どもの生活習慣、学習習慣育成のための事業や、生活保護家庭に対する

支援など、様々な取り組みが見られます。

一方、文部科学省は学校教育における道徳教育の意義及び位地づけとして、改正教育基本法の教育の目標、第二条一項において、「幅広い知識と教養を身につけ、真理を求め、態度を養い、豊かな情緒と道徳心を養うとともに、健康な身体を養うこと」と明記しました。また、「心のノート」の全児童生徒への配布が復活したり、道徳教育の教科化の問題が教育再生実行会議で提言されたりと、児童生徒の道徳教育の充実が打ち出されております。

道徳教育は、児童生徒が人間としてのあり方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基礎となる道徳性を育成しようとするもので、生命を大切にすることや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけることは、とても重要であります。しかし、今日の道徳教育の課題として、道徳の時間の形式化や、学年段階が上がることにつれて子どもの受けとめ方がよくない、特に高等学校における道徳教育などは問題があるとされております。このような中において、本来、児童生徒の道徳性の育成については、学校教育において児童生徒の発達段階に応じて丁寧な育てなければならぬと考えますが、具体的にその姿が見えてきません。

そこで、小中学校での基本的な生活習慣や規範意識、倫理観などを育てる道徳教育は、まず一点目、どのように行われているのかをお聞きいたします。

課長 小中学校における道徳教育でございます。これにつきましては、年間三十五時間の道徳の時間を中心としながら、学校の教育活動を全体を通じて行っているというところでございます。道徳の時間はもとより、教科、総合的な学習の時間、特別活動、それぞれが持つております特質に応じたが、児童生徒の発達段階を見据えて指導しているという状況でございます。

特に見えにくいというところでございますが、基本的な生活習慣や規範意識等の教育と申しますのは、子供の生活場面それぞれ、その場その場で行うということが非常に重要でございます。また、学校の教育活動全体で行うという立場をとっております点から、見えにくいという部分があるのではないかと懸念しているところでございます。

桐明

では次に、小中学校では特に道徳の時間が重視されているということでありましたが、具体的にどのような教材を扱って指導がなされているのか、お聞きいたします。

課長

基本的には、教科書会社等が作成いたしました読み物資料を副読本といたしまして活用している学校が多ございます。そのほか、市町村教育委員会が独自に作成した地域の偉人等の資料集あ

るいは新聞、雑誌の時事問題、こういったものをその時々を生かしながら資料として活用するということ取り組みが見られております。具体的には、先人の伝記や郷土の偉人、それから郷土や国への誇りを感じさせる伝統文化の継承活動、あるいはチャレンジ精神や苦悩などを描きます、いわゆるスポーツ関係の読み物、あるいは災害に関するボランティア等の活動等々、その時々児童生徒に考えさせるべき内容、生き方、考え方を見つけさせる、そういうものを資料として活用しております。

桐明 次に行きますが、特に問題となっておりますのは、公共の場や集団生活においてルールやマナーを守る、自分の責任と義務を果たすなどの基本的な生活習慣や社会のルール等は、学校においてどのような指導がなされているのかお聞きいたします。

課長

先ほども少し申し述べましたが、基本的には児童生徒の日常生活の中で、社会のルールあるいはマナー、責任や義務という問題は数多く出てくると考えております。そのために、例示しますと、例えばバスの乗車マナー、係や当番活動、友達や親との約束という具体的な場面を資料として作成いたしました。道徳の時間あるいは学級活動の時間の中で指導しているところでございます。また、体験的に学級の係や当番の活動、生徒会活動や児童会活動、こういったものを通して、集団の中で果たすべき責任、役割、こういった具体的な活動を通して学ばせているという状況でございます。

桐明

道徳教材については、我が会派が本議会の中の代表質問で、「心のノート」の重要性について質問しました。「心のノート」を見ても、子ども身近な問題として、基本的な生活習慣や社会のルール、将来の目標など取り扱ったり、自分の考えを書き込んだり、道徳を自然と身につける内容となっているようでありまして、これは小中学校では「心のノート」をどのように活用しているのかをお聞きいたします。

課長

「心のノート」は、児童生徒が身につける道徳の内容をわかりやすく、しかも学校内外において児童生徒の心を日常的に育てることができるよう内容構成となっておりでございます。道徳の時間では、道徳の内容への関心を高めたり、あるいは読み物資料として活用したりするよう教材として使っております。また、朝の会や帰りの会等では、児童生徒や教員のスピーチとして活用したり、一日を振り返ったり、頑張ったことを自由に記入させるという活用の仕方もございます。さらには家庭に持ち帰らせて、保護者と児童生徒の話題づくり

活用するといった事例もみられるところでございます。

桐明

活用の方法はわかりましたが、特に道徳教育はわかるだけでは不十分でありまして、やはりそれを日常生活の中で行動に移していくことが大切であります。今後の道徳教育を本県はどのように進めていくお考えなのか、お聞きいたします。

課長

委員御指摘のとおり、道徳教育と申しますのは、道徳的な価値を実践、実行に移すことが非常に大切だと考えておるところでございます。その契機となるのは、やはり「心のノート」の活用であると思っております。多くの物・人・事に直接的に学んでいきます体験活動あるいは日常生活での自分の役割や責任を自覚させるという活動を重視していくことが必要であると考えておるところでございます。

桐明

わかりました。一方で、国では、地域に根差した道徳教育の推進により、学校・地域の実情等に応じた道徳教育の促進、質の向上に向けて道徳教育総合支援事業等があります。見てみますと、先ほど言いましたが「心のノート」の活用推進事業や、特にこの辺が新しいと思いますが、東日本大震災からの復興に向けた支え合いなど、世界から高い評価を受けた日本人の道徳性を伸ばすためにも、道徳教育の視点として、読み物資料としての日本人のよさを生かす、伸ばす道徳教育の開発・活用などがあります。

同じこの中に、自治体による多様な事業の支援や道徳教育推進協議会において、特色ある道徳教育支援の外部講師派遣とか、道徳用の教材支援での地域教材支援、地域における創意工夫を生かした実践事例の紹介などが挙げられております。特にこういう地域で特色のあるところがある大きな点だと思っております。本県ではこの特色ある道徳教育の中で、どのような対応がされているのかをお聞きいたします。

課長

委員御指摘の道徳教育総合支援事業につきましては、平成二十三年度から実施をされておる事業でございます。本県ではこの事業を受けまして、小中学校それぞれ三校を推進校として指定しまして、市町村教育委員会を中心に、家庭や地域と連携した道徳教育あるいは郷土資料の作成、外部講師を活用した指導方法等について実践的な研究を行ってまいりました。その成果の普及・啓発に努めているところでございます。また、豊かな心推進会議というものを開催いたしました。本県の道徳教育の推進方策を提言したり、事業や教員研修で具体的に活用できる指導資料を作成・配付するといった取り組みをしておるところでございます。

さらには、各地区、各学校において道徳教育を推進できるリーダーとなる教員の育成等にも努めておりまして、次年度以降もこうした取り組みの充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

最後に答弁していただきましたが、特色ある道徳教育の中で、やはり、それぞれの地域にそれぞれの地域の先人とか郷土の偉人がおられると思えます。ぜひ、その辺のところをしっかりと道徳教育に入れていただいて、今後ともしっかりと道徳教育を期待いたします。

平成二十五年 予算委員会

農業教育について

桐明

続きまして、もう一つのテーマであります農業教育についてお聞きいたします。

農業・農村は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割を果たしております。しかし、役割はそれだけでなく、農村・農業が継続して行われていることにより、私たちの生活にいろいろな恵みをもたらしております。例えば、郷土の保全とか水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、特に文化の伝承や地域社会の活性化等、また大きな問題であります食糧安全保障等があります。こうした恵みはお金で買うことのできないものであり、農業・農村の持つさまざまな恵みを引き継いでいかなければなりません。しかし、多くの農村の現状につきましては、住む人は減少し続け、農家の高齢化や後継者不足などが大きな問題となっております。このために、農業の真の価値についての正しい理解と社会的認知とともに、次世代を担う子どもたちもしっかりと農業について学ぶ機会を持つ必要があると思えます。そこで、まず学校においてどのような農業体験活動を行っているのか、その実施状況についてお聞きいたします。

課長

学校における農業体験活動でございますが、平成二十三年、本県における農業体験活動では、米づくり、あるいは野菜づくり等の活動が中心でございます。

小学校では約七〇％、中学校では二〇％程度の学校に行われております。小学校では社会科や総合的な学習の時間、中学校では総合的な学習の時間における職場体験活動という形の中で実施をしております。

桐明

次に、このような農業体験を子どもたちに行わせる意義についてお聞きいたします。

課長

米や野菜づくりといった農業体験活動は、食生活と農業への関心を高めるとともに、教室では得られない食の大切さや感謝の気持ち、食物をつくる知恵や技術、さらには働くことの意味、楽しさ、こういうものを体感することができ、児童生徒の自然に感動する心や生命を大切にすること、こういうものを育てることができ、大変意義のある活動だと考えておるところでございます。

桐明

今答弁していただきましたが、意義についてはわかりました。農業体験をしたことによりいろいろな成果があらわれております。また、ほかに勤労や自然とのつながり、道具の大切さ、思いやりや感謝の心などを生徒自身が感じ出し、荒れた学校だったのが次第に生徒たちが落ちつきを取り戻した等、農業体験の一番の成果は、やはり生徒たちの心の成長であるとお聞きしております。また、保護者や地域からの生徒への評価が良くなり、服装の乱れがなくなった、事業態度がよくなった、いじめがなくなったということもお聞きしております。しかし、学校における農業体験は学校だけでできることではなく、開かれた学校づくりの中で、地域の農家の方々と連携して取り組むことが必要であると思えますが、その意義についてお聞きいたします。

課長

学校における農業体験の指導は、当然のことながら教員だけではなく、専門的な知識や技能、さまざまな経験を有しているらっしゃいます地域の農家の方々と連携することによって、農業を正しく理解させるだけではなく、農業の方と直接接する中で、いわゆる作物や家畜等に対する命を慈しむ心、あるいは勤労をとうとぶ心、こういうものを体感して学ぶことができ、そういう意味で、地域の方と連携して取り組むことは非常に重要な内容だと考えておるところでございます。

桐明

また一方で、教育の一環として食育があります。国際的に共通した目的としては、健康という観点から、自分の食べ物、食べ方を考える力をつけると言われますが、日本においてはそれに加えて食事のマナーを知る、例えば、なぜ日本人は食べるときに「いただきます」と言うのか、また生き物の命をもらっているという観点で食べ物に対する感謝を知る、また地元の農産品を選んで選ぶ地産地消を知る、環境に配慮した食べ物を選ぶなど、多岐に分かれてどれも重要なことであると思えます。このようなさまざまな価値を持つ農業教育を今後どのように進めていくか、お聞きいたします。

課長

学習指導要領におきまして、人間の食生活や

健康問題、自然環境や命の大切さ等を学ぶ機会として、食育や体験活動の一層の重視というのが示されておるところでございます。今後も各学校の活動内容が充実するよう、農業に関する関係機関、あるいは地域の農家の方々と連携を図るとともに、農業体験活動の取り組み事例等の情報を各学校へ提供していき取り組みを行ってまいりたいと思っております。

また特に農業教育では、田植えや稲刈りといったものの部分的な活動のみを体験させるのではなく、今後は農業に携わる人の、土づくりから除草や水の管理を含めた一連の生産活動を体験することが必要でございます。計画的な実施について指導してまいりたいと考えております。

桐明

今日の日本の農業問題は、農業、特に食に対する教育を、豊かであるが上に感謝を忘れ、おろそかにしたからではないでしょうか。日本ほど食糧に対して豊かな国はありません。それは歴代の農業にかかわってきた先人たちの努力があったからであり、今日もしっかりと日本の環境に適した栽培技術を研究しているからであります。ぜひ今後ともしっかりと学校教育の中で授業として取り組み、十年、二十年と継続しなければならぬと思えますが、食や農業に対する国民の意識は確実に変化し、農業の大切さ、必要性が理解していただけたらと思っております。

課長

そこで教育長にお聞きいたします。子供たちが心身ともに健康に成長するためにも、しっかりと農業の教育を続けていくべきであると思えますが、お考えをお聞きいたします。

教育長

小中学校におきます農業の教育というものは、我々人間の基盤となる食生活とか健康問題、自然環境や食糧生産等の大切さを実感する上で、重要な教育であると考えております。このため、今後は農業の教育が継続的に実践できますよう、各学校において地域の農家や関係機関と連携、協力をさらに深めまして、その充実を図ってまいります。

桐明

ありがとうございます。

**平成二十五年 予算特別委員会
知事保留質疑 (三月二十六日)**

**最低制限価格の
引き上げについて**

桐明

最低制限引き上げについて、お尋ねいたします。知事は、景気を回復させるためにも、公共工

事を積極的に実施するとされ、本県の平成二十五年当初予算において、公共工事費は、補助・単独事業費合せて前年度比百・八％を確保されております。この公共事業を執行する際の公共工事の入札にあつては、全ての競争入札において、最低制限価格を設定されております。この最低制限価格は、適切な契約の履行と工事の品質を確保すると共に、建設業者の健全な経営を図ることを目的として設定されていると聞いております。

また、最低制限価格の設定に当たっては、国土交通省の算定式を採用しており、この算定式が、平成二十一年及び平成二十三年に引き上げられたため、本県でも、平成二十一年五月、また、平成二十三年八月に最低制限価格を引き上げを行っております。

その、引き上げ結果をお聞き致しましたところ、減少傾向にありました落札率が、工事全体としては、〇・四ポイント上昇している一方で、五千万円以上の工事につきましては、〇・一ポイント低下していることでした。工事受注競争の中で建設業者は、厳しい経営状況が続き、利益の上がらない最低制限価格で入札せざるを得ない状況であると聞いております。

この結果を聞きまして、このことが、工事品質低下を招き、下請業者へのしわ寄せや安全経費の削減による労働災害の発生につながるのではないかと心配しております。

建設業は、全産業就業人口の約一割を占める、わが国の基幹産業であり、建設関連業界、資材業界などを含め、極めて裾野の広い産業であります。また、幅広い産業への生産誘発効果など、景気回復のため牽引車としての役割も期待できる等の地域経済を担い、災害時にも復旧の中心的な役割を果たす県の重要な産業と考えますが、建設業の経営状況に対する知事の認識をお伺いいたします。

知事

建設業の経営状況についてであります。財務省の法人企業統計調査等によりまして、まず、企業の収益性は、他の産業に比べ低い状況にあります。さらに、本県の建設業の倒産件数を見ますと、二〇二〇年度は横ばいから減少傾向にありましたが、昨年度は増加しており、本県の建設業の経営は、厳しい状況にあるものと認識しております。

桐明

国では、国土交通省、財務省、総務省の三省で、公共工事の入札契約適正化に向けた方策を探るため、実務者ワーキングチームを立ち上げ、労務単価や入札契約方式のあり方などの課題に対して、運用改善で対応できる事項と法改正が必要となる事項とを整理し、対応策を構築していくこととあります。また、建設業団体や都道府県にもヒアリングを行い、方策を探

る考えのようでございますが、こうした国の動きについて、知事は、どのように対応されるつもりか、お考えをお聞き致します。

知事

公共工事の入札契約適正化に向けた国の動きについては、国土交通省、財務省、及び総務省の実務者レベルで、適正な予定価格のあり方、入札・契約方式のあり方、発注者側の体制のあり方、といった公共工事の入札契約におきます課題について整理をし、今後検討が行われるものと、承知しております。こうした国の動きにつきまは、これを注視し、情報収集に努めていきたくと考えております。

桐明

国におけるこうした動きは、建設業にとつては、大変ありがたいものと考えておりますが、検討には、時間を要すると思われれます。平成二十五年におきましては、公共事業費を前年度以上に確保していただいておりますが、これを建設業者の経営改善につなげていくためには、公共工事を受注し、建設業者が、適正な価格で受注できなければならぬものと考えております。本県の最低制限価格の引き上げ後の結果を聞いても、落札率は、わずかしきり上昇しております。最低制限価格の設定は、適切な契約の履行と工事の品質を確保するとともに、建設業者の健全な経営を図ることを目的としていることとあります。そうであるならば、更なる最低制限価格の引き上げが必要ではないかと考えます。

今後、どのように対応されるのか、知事のお考えをお聞き致します。

知事

最低制限価格につきましては、県内の建設業が、先ほど申しましたような厳しい状況にある中、契約の履行を確保する一方で、建設業者の経営の安定化を図るためにも、その引き上げを含め、適切に設定していくことが必要であると考えております。平成二十三年に最低制限価格の引き上げを実施しましたが、現在、工事の種類や規模によって、引き上げ後の落札状況がどのような実態にあるのかなど、詳細な分析を加えるとともに、他県の状況も調査しております。今後、この結果を踏まえ、最低制限価格のあり方について、具体的に検討を進めていきたくと考えております。

桐明

今知事より、今後、結果を踏まえ、最低制限価格のあり方について、具体的に検討を進めていきたくと考えておりますと、答弁戴きました。私は、最低制限価格は、ぜひ、引き上げるべきであると考えております。しっかりと対応して頂きますよう、知事にお願ひ致しまして、質問を終わります。